

## 官報(号外)

で、当時、与党年金制度改革協議会の座長であった自民党の大野功統議員は、大野さんおられま  
すか、同協議会の与党合意として、「我々は、國  
民の皆様の大事な年金の保険料は年金の給付以外  
には絶対使わない、こういう誓いに達したわけで  
ございます」と大見えを切りました。当日はNH  
K生放送もされており、國民の皆様の前で与党と  
して流用はしないことを公約したわけございま  
す。

ところが、今回、これまで以上に流用を可能と  
する二つの法案が政府から提出されました。保険  
料の流用を、利便の向上に資する情報提供、年金  
教育・広報、年金相談その他の援助には可能とす  
る条文が追加されました。何でも流用法とでも言  
うべきものです。天下り団体に仕事を与えるため  
に、全国に年金教育センターや年金広報センター  
などができ、保険料が食いつぶされることは明ら  
かです。さらに、平成二十年度以降、永久に年金  
事務費に保険料を流用できる法案も今回提出され  
ています。

自民党総裁である安倍総理にお伺いします。  
予算委員会で全国民の前で誓った与党の公約をな  
ぜ簡単に破るのですか。素直に二つの流用法を撤  
回し、年金保険料は年金の支給だけに使うという  
鉄則を打ち立てていただきたい。いかがですか。  
撤回しないのであれば、安倍総理に公約破りの責  
任をおとり願いたい。お答えください。本来は大  
野議員にもただしたいところです。

民主党法案提出者は、民主党の年金保険料流  
用禁止法について説明を求めます。  
社会保障には、不祥事の後始末がいまだ数多く  
残っております。民主党の指摘で明らかになつた  
国民年金の未納者を行方不明者でつち上げる問  
題。未納者を切り捨てて未納率を減らす、成績

アップを目的とした犯罪的行為です。行方不明者  
となる不在者設定をされると、通知など一切届か  
なくなります。平成十八年二月末現在で約七十八  
万人いる行方不明者のうち、不正に行方不明とさ  
れた方は何人おられるのか、お示しください。民  
主党は、一年近く前から調査要求をしておりま  
す。責任のとり方とともに、お答え願います。

社保庁は、監修料という名目で保険料をキック  
バックして、職員の飲み食い代など、五年間で六  
億円以上の年金や政管健保の保険料を使い込んで  
しまいました。しかし、いまだ一億六千万円しか  
返却されおりません。全額返却させるのが当然  
と考えますが、いかがですか。これは総理にお伺  
いします。

政府・与党は、社保庁に甘過ぎます。納付記録  
の消失問題を初め、不祥事の後始末までほつたら  
かしのまま、特殊法人に衣がえして逃げ切ること  
は断じて許されません。一連の政府法案は、年金  
責任逃げ切り法案と言わざるを得ません。安倍総  
理の反省の弁をお願いいたします。

国の中の二つの保障、安全保障と社会保障、どちら  
も重要です。社会保障の切り捨てによって全國か  
らわき上がる悲鳴にも似た声をよく聞いてください  
。現場を歩いてください。頼るべき最後のより  
どころが年金なのです。安倍総理におかれまして  
は、責任を自覚して、自分の言葉で答弁をお願い  
いたします。

以上です。(拍手)

○内閣総理大臣安倍晋三君登壇】

長妻議員にお答え  
をいたします。

平成十六年の年金制度改革についてのお尋ねが  
ありました。

年金制度については、平成十六年の制度改止に

アップを目的とした犯罪的行為です。行方不明者  
となる不在者設定をされると、通知など一切届か  
なくなります。平成十八年二月末現在で約七十八  
万人いる行方不明者のうち、不正に行方不明とさ  
れた方は何人おられるのか、お示しください。民  
主党は、一年近く前から調査要求をしておりま  
す。責任のとり方とともに、お答え願います。

今後、法律の規定に基づき、平成二十一年まで  
に、今回の暫定試算も参考としつつ、しっかりと  
財政検証を行い、国民の老後生活等の安心を確保  
してまいります。

特殊法人についてお尋ねがありました。

特殊法人などの公的な法人は、法律においてそ  
の目的や業務を規定し、それに基づいて運営を  
行つてきているところであり、それぞれの法人  
は、その目的に対応する成果を上げてきているも  
のと認識しています。例えば、国民生活金融公庫  
は零細企業の資金調達に貢献をしており、その機  
能は、政策金融改革を行いながら大事にしていく  
べきであると考えています。

民主党の歳入庁構想についてのお尋ねがありま  
した。

社会保険庁と国税庁を統合し、歳入庁を設置す  
るとの民主党案については、年金保険料と国税と  
では徴収の対象が大きく異なり、徴収業務の基本  
的性格も異なるという現状を無視したものであ  
り、業務の効率化等の利点は考えにくいものであ  
ります。さらに、さまざま問題があつた社会保  
険庁を公務員組織のまま温存する案であり、改革  
の目的である規律の回復や事業の効率化等の観点  
から、我々としてはとり得ない案と考えております。

年金記録にかかる民主党案についてお尋ねが  
あります。

年金記録が真正なものであることを考えれば、非効  
率な面が大きいのではないかと考  
えます。

年金記録については、今後、三十五歳、四十五  
歳、五十八歳の各時点で御確認いただく体制が整  
備されることとなつております。また、現時点で  
年金記録に不安や疑問をお持ちの方には、現在、  
社会保険庁で実施している年金記録相談の特別強  
化体制を御活用いただることとしており、その周  
知にさらに努めてまいります。

民主党からの調査要求への回答についてのお尋  
ねがありました。

民主党からの調査要求に対しては、ことし一月  
に、厚生労働大臣より、回答できるものはお答え  
し、回答できないものはその理由をお示ししたも

